学校における法務相談支援事業（スクールロイヤー制度）を積極的に御活用ください

○　道教委では、公立学校の学校運営を支援するとともに、教員の負担軽減に係る取組の一環として、**「スクールロイヤー制度」を導入**しています。

○　本制度では、学校での外部からの執拗な苦情や過剰な要求などトラブルの初期対応に関して、学校が**弁護士（スクールロイヤー）からの助言**を受けることが可能です。

○　活用した学校からは、**「助言により、安心と自信を持って対応することができた。」「精神的苦悩の軽減に繋がった」**など好評いただいています。

○　学校において対応が難しい**トラブル等が生じている場合**や**生じる恐れがある場合**は、**ためらうことなく、スクールロイヤーの活用**を御検討ください。

スクールロイヤー制度の概要

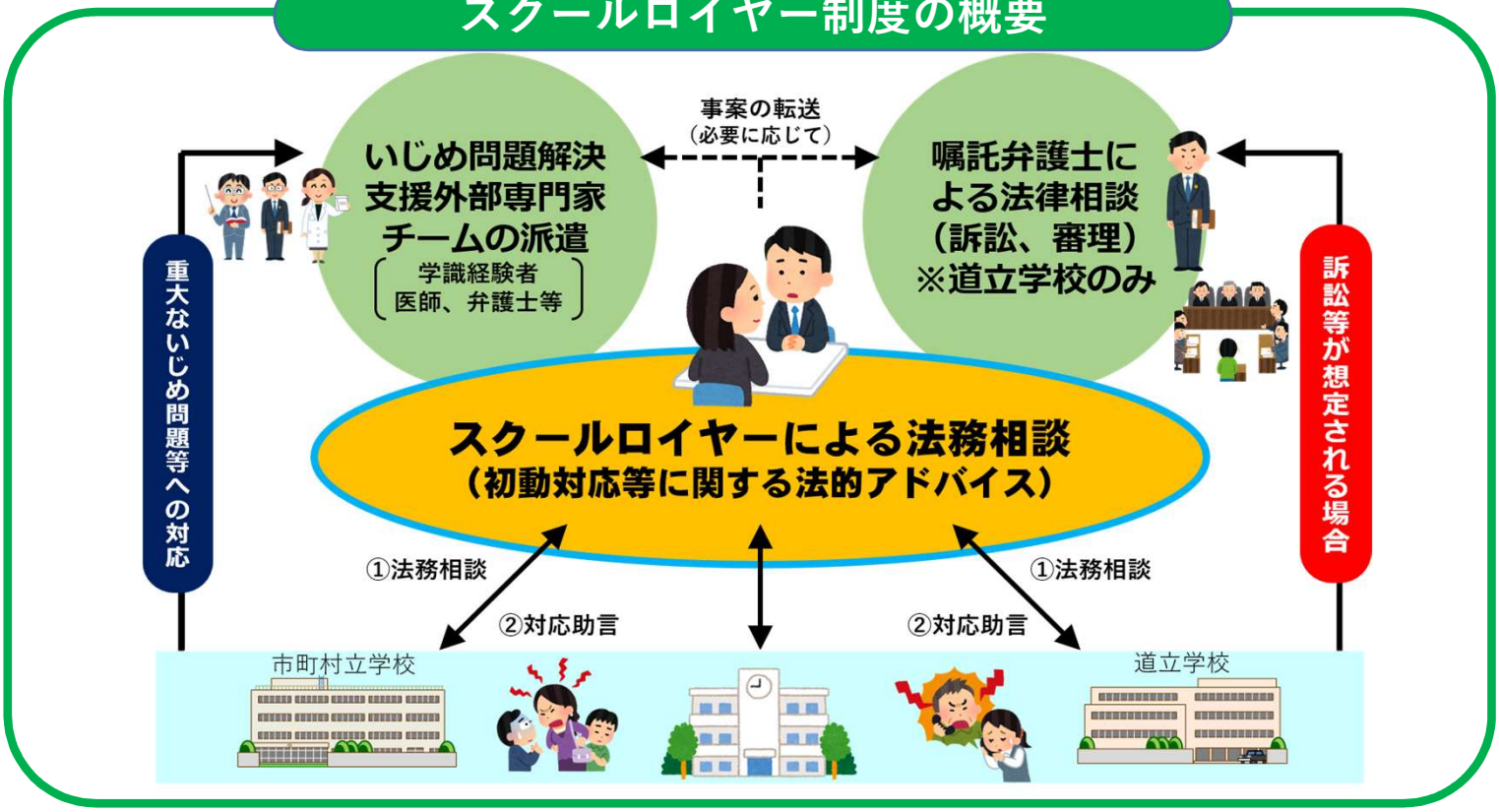

相談事案の例（想定）

学校運営	・担任教諭の変更を執拗に要求 ・不適切な指導を行ったとして懲戒処分を要求 ・個人情報や資料要求への対応 ・勤務時間外に及ぶ苦情や長時間の居座り
教育活動	・指導方法が不適切だとする執拗な苦情 ・教員の不用意な発言への謝罪を執拗に要求 ・体育の授業で破損した眼鏡に対する弁償要求
部活動	・顧問教諭の指導に対する執拗な苦情 ・レギュラーを外れたことへの執拗な苦情 ・部活動中の事故に係る対応
その他	・恫喝、恐喝まがいの執拗なクレーム ・虐待・ネグレクトが疑われる児童生徒への対応 など

申請方法等

■市町村立学校が申請する場合

○スクールロイヤー活用申請書を市町村教委に提出する。
○活用申請書の写しを所轄の教育局と道教育庁教職員課に送付する。

■道立学校が申請する場合

○スクールロイヤー活用申請書を所轄の教育局に提出する。
○活用申請書の写しを道教育庁教職員課に送付する。

内容確認後、担当弁護士を決定します。面談、電話等により直接相談を受けることができます。

～困ったときには、まず相談。相談しないことによるリスク（学校運営への影響）を回避しよう～

＜問合せ＞〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革係
電話：011-204-5723　FAX：011-232-1051
E-mail：kyoiku.kyoshoku1@pref.hokkaido.lg.jp